

令和7年度幸手市一般廃棄物処理実施計画

1 目的

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条の規定に基づき、令和7年度における一般廃棄物の処理に関する計画を定めるものである。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3 計画対象区域

幸手市全域

33.93km²

4 計画対象人口

48,600人

5 一般廃棄物の排出量

一般廃棄物の種類	排 出 量	合 計
燃やせるごみ	10,070t	13,990t
燃やせないごみ	543t	
粗大ごみ	640t	
有害ごみ	17t	
資源物	2,720t	
し尿	440t	19,650t
浄化槽汚泥	19,210t	

6 一般廃棄物の処理主体及び処理方法

(1) 家庭系廃棄物

一般廃棄物の種類	収集運搬の主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	市(委託)	市(委託)	・焼却	市(直営)(委託)	・埋立て
燃やせないごみ	市(委託)	市(直営)	・破碎 ・未破碎のまま処理委託	市(直営)(委託)	・可燃残さ：焼却後資源化 ・不燃残さ：埋立て
粗大ごみ	市(委託)	市(直営)	・破碎 ・未破碎のまま処理委託	市(直営)(委託)	・可燃残さ：焼却後資源化 ・不燃残さ：埋立て
有害ごみ	市(委託)	市(委託)	・無害化及び資源化	—	—
資源物	市(委託)	市(委託)	・資源化	—	—
し尿	許可業者	市(直営)	・低希釈二段活性汚泥方式	市(直営)(委託)	・焼却、溶融(ガス化改質)
浄化槽汚泥					

備考1 燃やせないごみは、危険ごみ(卓上ガスボンベ、スプレー缶及びライター)を含む。

2 有害ごみは、乾電池、ボタン電池、蛍光灯、水銀体温計及びリチウムイオンバッテリーを対象とする。

3 資源物は、紙(新聞、雑誌・雑がみ、段ボール及び紙パック)、布、缶、瓶、ペットボトル及びその他プラ(プラスチック製容器包装)を対象とする。

4 排出者本人によるごみの直接搬入を受け入れる。

(2) 事業系一般廃棄物

一般廃棄物の種類	収集運搬の主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	許可業者	市(委託)	・焼却	市(直営)(委託)	・埋立て
燃やせないごみ	許可業者	市(直営) 市(委託)	・破碎 ・焼却	市(直営)	・埋立て
粗大ごみ	許可業者	市(直営) 市(委託)	・破碎 ・焼却	市(直営)	・埋立て
資源物	許可業者	市(委託)	・資源化	—	—
し尿	許可業者	市(直営)	・低希釈二段活性汚泥方式	市(直営)(委託)	・焼却、溶融(ガス化改質)
浄化槽汚泥					

備考1 資源物は、紙(新聞、雑誌・雑がみ、段ボール及び紙パック)、布を対象とする。

2 排出者本人によるごみの直接搬入を受け入れる。

3 危険ごみ及び有害ごみは受け入れない。

7 ごみ処理実施計画

(1) ごみの排出抑制・再資源化計画

ア 排出抑制の方法

施 策	事 業 内 容
生ごみ減量化の推進	・コンポスト等を使用した生ごみ処理方法の推進 ・食品ロス削減のための事業推進
集団回収事業の促進	・リサイクル活動団体への補助金交付による集団回収事業の促進
ごみの分別徹底及び生ごみの水切りの推進	・ごみと資源物の分別徹底及び生ごみの水切り徹底の推進
減量化及び資源化目標値の設定（平成28年度比）	家庭系ごみ 令和9年度 654.1g/人・日（6%減量） 令和14年度 647.1g/人・日（7%減量） 事業系ごみ 令和9年度 2,328.8t（現状維持） 令和14年度 2,328.8t（現状維持）
事業系一般廃棄物排出者への指導及び啓発の推進	・排出者への事業系一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する指導及び啓発 ・食品リサイクル法に基づく生ごみ減量化の啓発
一般廃棄物処理業許可業者への指導及び啓発の推進	・一般廃棄物収集運搬許可業者への事業系一般廃棄物の適正処理に関する指導及び啓発 ・搬入廃棄物の内容検査の実施
燃やせるごみの有料化	・燃やせるごみの排出に対する手数料の徴収 ・燃やせるごみの排出時の指定ごみ袋使用の義務化

イ 再資源化の方法

施 策	事 業 内 容
紙類・布類処分事業	・新聞、雑誌・雑がみ、段ボール及び紙パック並びに布類の分別収集及び売却
資源物運搬・選別処理事業	・缶、瓶及びペットボトルの分別収集 ・缶及び瓶の売却 ・ペットボトルを公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡す
プラスチック製容器包装運搬選別処理事業	・ペットボトル以外のプラスチック製容器包装を運搬及び選別し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡す
鉄くず等処分事業	・粗大ごみ処理施設から発生する鉄及びアルミニウムの売却

使用済み小型家電リサイクル事業	・使用済みとなった小型家電をリサイクルするため、市内公共施設(12施設)に回収ボックスを設置 ・国が認定した事業者へ引き渡す
-----------------	---

ウ 再資源化の種類及び量

種 類	事 業 内 容
缶、瓶及びペットボトル	890t
新聞、雑誌・雑がみ、段ボール及び紙パック並びに布類	1,080t
ペットボトル以外のプラスチック製容器包装(その他プラ)	740t
粗大ごみ処理施設から発生する鉄及びアルミニウム	252t
自己搬入されたせん定枝	2t
使用済み小型家電製品	7t

エ 住民に対する広報・啓発活動の内容

施 策	事 業 内 容
ごみ減量に関する啓発	幸手市廃棄物減量等推進員によるごみの分別、減量化及びリサイクル推進啓発活動の実施
広報紙による啓発	広報紙へのごみの分別、減量化及びリサイクル推進啓発記事の掲載
教育の場における啓発	学校教育における施設見学及び説明会等を通してごみ問題の啓発を実施

オ 処理施設の適正管理と整備

施 設	事 業 内 容
施設の適正な管理運営	・粗大ごみ処理施設の適正管理 ・し尿処理施設の適正管理 ・一般廃棄物最終処分場の適正管理

カ ごみの減量化及び資源化に関する審議及び実施組織

組 織	事 業 内 容
幸手市廃棄物減量等推進審議会	・総合的な廃棄物の減量等に関する事項を審議
幸手市廃棄物減量等推進員	・廃棄物の減量及びその適正な処理に関し、地域における自主的な活動を展開

(2) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬方法

(ア) 収集・運搬する一般廃棄物

廃棄物の種類		収集体制	廃棄物の量	収集区域の範囲	収集回数	収集方法	搬入先
家庭系 廃棄物	燃やせるごみ	委託	7,800t	市内全域	週2回	ステーション方式(指定ごみ袋使用)	杉戸町環境センター
	燃やせないごみ	委託	523t	市内全域	月2回	ステーション方式(透明袋使用)	幸手市ひばりヶ丘桜泉園
	粗大ごみ	委託	550t	市内全域	月1回	ステーション方式	幸手市ひばりヶ丘桜泉園
	有害ごみ	委託	17t	市内全域	月2回	ステーション方式(透明袋使用)	幸手市ひばりヶ丘桜泉園
	資源物 (缶・瓶・ペットボトル)	委託	890t	市内全域	月2回	ステーション方式 (缶・瓶：コンテナ使用、ペットボトル：網袋使用)	幸手市ひばりヶ丘桜泉園
	資源物 (紙・布類)	委託	1,070t	市内全域	月2回	ステーション方式 (紙：ひもで十字に縛る、布類：透明袋使用)	幸手市ひばりヶ丘桜泉園
	資源物(その他プラ)	委託	740t	市内全域	週1回	ステーション方式(透明袋使用)	幸手市ひばりヶ丘桜泉園

事業系一般廃棄物	燃やせるごみ	許可業者	2,270t	市内全域	許可業者の収集体制による。	許可業者による事業所別収集方式(指定ごみ袋使用)	杉戸町環境センター
	燃やせないごみ	許可業者	0t	市内全域	許可業者の収集体制による。	許可業者による事業所別収集方式(透明袋使用)	幸手市ひばりヶ丘桜泉園
	粗大ごみ	許可業者	20t	市内全域	許可業者の収集体制による。	許可業者による事業所別収集方式	幸手市ひばりヶ丘桜泉園
	資源物	許可業者	20t	市内全域	許可業者の収集体制による。	許可業者による事業所別収集方式(排出方法は、家庭系廃棄物に準じる。)	幸手市ひばりヶ丘桜泉園

備考 「指定ごみ袋」とは、ごみ処理手数料と引換えに渡される、市長が定める袋をいう。

(イ) 排出者の直接搬入

施設名	受け入れる一般廃棄物の種類	受入時間
杉戸町環境センター	燃やせるごみ	平日 9時00分～15時30分 (12時～13時を除く。) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休業日(12月29日から1月3日まで)は搬入不可
幸手市ひばりヶ丘桜泉園	燃やせないごみ、有害ごみ、危険ごみ、粗大ごみ、資源物	平日 9時00分～15時30分 (12時～13時を除く。) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休業日(12月29日から1月3日まで)は搬入不可

(ウ) 処理手数料

幸手市廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、手数料を徴収する。

(エ) 収集しない一般廃棄物

区 分			備 考
排出禁止物	幸手市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第11条の規定により収集しないもの	有毒性物質を含むもの	排出した場合：収集しない廃棄物には、通知文を貼って収集しない旨を明示する。なお、排出方法によっては収集可能となる廃棄物もあるため、環境課の指示に従うこと。 処理方法：排出者が自ら、専門業者の処理又は工事作業等をした業者若しくは購入店への引取りを依頼すること。
		著しく悪臭を発するもの	
		危険性のあるもの	
		容器又は重量の著しく大きいもの	
		市が行う処理に支障を及ぼすおそれのあるもの	
		医療系ごみ、農機具、多量のビニール及びプラスチック、農薬、劇薬、毒物、廃油、土砂、建設廃材、コンクリート製品及びガラ、ガスボンベ、ドラム缶、自動車部品、ピアノ、オルガン、浴槽等	
		廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく適正処理困難物(廃ゴムタイヤ、廃スプリングマットレス等)	
法令の規定により処理すべき物		廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく特別管理一般廃棄物(P.C.B使用部品、ばいじん、感染性一般廃棄物等)	排出した場合：収集しない廃棄物には、通知文をはって収集しない旨を明示する。なお、家電リサイクル法に規定する家電4品目については、市内家電小売店組合に収集運搬を依頼することができる。
		環境大臣が定めた一般廃棄物(広域認定一般廃棄物)であって、環境大臣の認定を受けた者による処理制度が確立されているもの(廃二輪自動車、廃消火器)	
		特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)に基づくエアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫並びに洗濯機及び衣類乾燥機	
		資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第38号)に基づくパソコン及び密閉型蓄電池	
		特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第64号)に基づく業務用のエアコン、冷蔵庫及び冷凍機器	

	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材、木材、アスファルト、コンクリート等、	処理方法：法令の規定に従うこと。
	使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく使用済自動車	
一時多量ごみ	引越し、大掃除、庭木のせん定などに伴い一時的に多量に出るごみ	排出した場合：収集しない廃棄物には、通知文をはって収集しない旨を明示する。なお、排出方法によっては収集可能となる廃棄物もあるため、環境課の指示に従うこと。
その他収集しない物	・ 指定の収集日時以外の日時に排出された物 ・ 分別排出されていない物 ・ 事業系廃棄物	処理方法：排出者が自ら、専門業者の処理又は工事作業等をした業者若しくは購入店への引取りを依頼すること。ただし、一時多量ごみは、排出者が直接搬入することができる。

(3) 中間処理計画

ア 市所有処理施設

施設名	幸手市ひばりヶ丘桜泉園粗大ごみ処理施設	
所在地	幸手市大字木立1779-5	
処理方法	衝撃型(廃棄物処理用ハンマークラッシャー)	
処理能力	30 t / 日 (5時間)	
集じん方法	バグフィルター及びサイクロンフィルター	
搬入ごみ	不燃ごみ・粗大ごみ	
計画処理量	収集	1,100t
	直搬	90t
	直営	10t
	合計	1,200t

イ 委託先処理施設

施設名	杉戸町環境センター
施設所在地	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字木津内577
処理方式	流動床式焼却炉
計画処理量	10,070t
備考	燃やせるごみ

ウ 民間処理施設

施設名	野村興産株式会社イトムカ鉱業所
施設所在地	北海道北見市留辺蘂町字富士見217-1
処理方式	焙焼工程で水銀を取り出しリサイクルし、焙焼後の乾電池の外缶は鉄製品へ、亜鉛滓は微量要素肥料原料や亜鉛地金へのリサイクル
計画処理量	13t
備考	有害ごみ(廃乾電池)

施設名	株式会社ウム・ヴェルト・ジャパン
施設所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山330-1
処理方式	乾留式水銀回収
計画処理量	4t
備考	有害ごみ(廃蛍光管)

施設名	株式会社セントラル・アメニティ 飲料容器再資源化リサイクル工場
施設所在地	幸手市北2-18-1
処理方式	種別に選別処理し、売却処分又は指定法人引渡し
計画処理量	890t
備考	資源物(瓶、缶及びペットボトル)

施設名	ウィズペットボトルリサイクル株式会社栃木工場
施設所在地	栃木県下野市下坪山1709
処理方式	種別に選別処理し、指定法人引渡し
計画処理量	740t
備考	資源物(その他プラ/プラスチック製容器包装)

施設名	株式会社エコ計画
施設所在地	埼玉県大里郡寄居町三ヶ山262
	埼玉県比企郡嵐山町花見台12
処理方式	焼却
計画処理量	340t
備考	可燃性残さ

施設名	株式会社西東京リサイクルセンター
施設所在地	東京都羽村市緑が丘3丁目3番地3
処理方式	メタン発酵による中間処理
計画処理量	29t
備考	許可業者運搬事業系一般廃棄物(食品残さ) 許可業者名: クリーンシステム株式会社

施設名	株式会社生ごみリサイクルセンター
施設所在地	栃木県下都賀郡壬生町大字藤井1084番地1
処理方式	発酵乾燥による堆肥化
計画処理量	43t
備考	許可業者運搬事業系一般廃棄物(食品残さ) 許可業者名: 株式会社十河サービス

施設名	有限会社太盛 リサイクルセンター
施設所在地	埼玉県さいたま市浦和区大原5-12-1
処理方式	破碎資源化
計画処理量	200t
備考	木くず及び刈草類

施設名	株式会社クワバラ・パンぷキン ほくさいウッドリサイクル
施設所在地	埼玉県加須市正能2-5
処理方式	破碎資源化
計画処理量	100t
備考	木くず

施設名	株式会社グリーンマテリアル 第2工場
施設所在地	群馬県邑楽郡邑楽町篠塚5-1
処理方式	破碎資源化
計画処理量	50t
備考	木くず及び刈草類

施設名	株式会社アイル・クリーンテック
施設所在地	埼玉県大里郡寄居町三ヶ山字黒岩328
処理方式	発酵乾燥による堆肥化
計画処理量	12t
備考	許可業者運搬事業系一般廃棄物(食品残さ) 許可業者名：クリーンシステム株式会社

(4) 最終処分計画

施設名称	幸手市一般廃棄物最終処分場
所在地	幸手市大字惣新田4282番地4
施設構造	管理型
処分業者名	幸手市
運搬業者名	
処分される廃棄物の種類	・焼却灰 ・不燃残さ
埋立開始年月	平成10年4月
全体埋立面積(m ²)	14,246
全体埋立容積(m ³)	54,760
計画埋立量(m ³ /年)	940
残余容量(m ³)	943 (令和7年3月末現在推計)
埋立方法	準好気性埋立(サンドイッチ構造)
設備の有無	有
処理方法	原水調整 PH調整 生物処理 凝集沈澱処理 高度処理 滅菌処理
処理能力	50m ³ /日
無しの場合の処理方法	
放流水量(m ³ /日)	33
放流先	中川

施設名称	小野ウェイトパーク
所在地	福島県田村郡小野町大字南田原井字大和久169-2他
施設構造	管理型
処分業者名	株式会社ウィズウェイトジャパン
運搬業者名	株式会社ウィズウェイトジャパン
処分される廃棄物の種類	・焼却灰
計画埋立量(m ³ /年)	500

(5) 焼却灰資源化処理計画

施設名	ツネイシカムテックス株式会社埼玉工場
施設所在地	埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山250-1
処理方式	焼却（焼成）
計画処理量	11t
備考	可燃性残さ

施設名	新日本電工株式会社鹿島工場
施設所在地	茨城県鹿嶋市大字光4
処理方式	溶融スラグ化リサイクル
計画処理量	3t
備考	可燃性残さ

8 し尿・汚泥処理実施計画

(1) 収集・運搬計画

廃棄物の種類	収集体制	廃棄物の量	収集区域の範囲	収集回数	収集方法	搬入先
生し尿	許可業者	80t	市内全域	随 時	個別収集	幸手市ひばりヶ丘桜泉園
生し尿	杉戸町委託	360t	杉 戸 町	随 時	個別収集	
浄化槽汚泥	許可業者	12,390t	市内全域	随 時	個別収集	
浄化槽汚泥	杉戸町委託	6,820t	杉 戸 町	随 時	個別収集	

(2) 中間処理計画

ア 市所有処理施設

施設名	し尿処理施設				
所在地	幸手市大字木立1779番地5				
処理方式	低希釈二段活性汚泥法				
処理能力	80kl／日				
高度処理方式	加圧浮上分離＋オゾン酸化＋砂ろ過				
排水処理方法	標準脱窒素処理方式				
計画処理量	市町村名	投入形態	生し尿	浄化槽汚泥	合 計
	幸手市	許可	80t	12,390t	12,470t
	杉戸町	委託	360t	6,820t	7,180t
	合 計		440t	19,210t	19,650t
残さの種類及び量	脱水汚泥 650t 脱水し渣 23t				
放流水の量	400kl／日				
放流先	中川				

イ 委託先処理施設

施設名	オリックス資源循環株式会社
施設所在地	埼玉県大里郡寄居町三ヶ山313
処理方式	焼却・溶融（ガス化改質）
計画処理量	620t
備考	脱水汚泥・脱水し渣

9 一般廃棄物処理業許可業者及び浄化槽清掃業許可業者

(1) 一般廃棄物(ごみ)収集運搬許可業者

令和7年4月1日現在

許可番号	営業所の所在地	営業所の名称
1	幸手市東2丁目35番11号	株式会社林商店
2	幸手市中3丁目17番32号	中村商店
4	さいたま市岩槻区古ヶ場2丁目10番3号	クリーンシステム株式会社エコセンターやまぶき
7	幸手市大字神明内319番地	都市管理サービス株式会社幸手支店
8	幸手市北2丁目18番1号	株式会社セントラル・アメニティ幸手支店
11	久喜市八甫2525番地	株式会社渡邊興業
13	熊谷市大字三ヶ尻字新山3884番地	株式会社ヤマキ
14	茨城県坂東市沓掛3605番地7	丸昭産業株式会社
16	加須市栄368番地1	ウム・ヴェルト株式会社加須支店
17	蓮田市上平野862-1	有限会社瀬山商店
18	久喜市本町7丁目2番88号	日栄総業株式会社
19	久喜市八甫2丁目275番地	有限会社岡本商事
20	さいたま市岩槻区大字釣上新田道下224番地2	株式会社十河サービス埼玉営業所
21	草加市青柳2丁目19番10号	エスシーエス株式会社
22	さいたま市見沼区深作5丁目18番地	片山商事株式会社
24	宮代町川端四丁目13番5号	株式会社高田産業
25	久喜市北広島673番地1	日豊産業株式会社
29	杉戸町清地3丁目24番5号	有限会社杉戸清掃
30	幸手市大字榎野地192番地1	有限会社クリーンアース幸手営業所
32	東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目2番8-503号	エルエス工業株式会社
35	千葉県野田市目吹字二ツ塚1529番地の1	有限会社コスモス環境サービス
36	幸手市大字惣新田2722番地	日本環境管理株式会社幸手支店

※クリーンシステム株式会社(許可番号4)と株式会社十河サービス(許可番号20)は、食品リサイクル法に基づく食品残さの搬出限定車両あり。

※エルエス工業株式会社(許可番号32)は、搬入先限定許可。

(2) 一般廃棄物収集(し尿・浄化槽汚泥)運搬許可業者

令和7年4月1日現在

許可番号	営業所の所在地	営業所の名称
浄 1	幸手市大字神明内319番地	都市管理サービス株式会社幸手支店
浄 2	幸手市北3丁目3番6号	幸手衛生社有限会社
浄 3	久喜市八甫2525番地	株式会社渡邊興業
浄 4	久喜市八甫2丁目275番地	有限会社岡本商事
浄 5	久喜市栗橋東6丁目22番54号	株式会社小島商事
浄 6	北本市中央4丁目74番地	アテックス株式会社
浄 8	杉戸町清地3丁目24番5号	有限会社杉戸清掃
浄 9	杉戸町大字堤根4512番地	有限会社あすま商事杉戸支店
浄10	草加市青柳2丁目19番10号	エスシーエス株式会社
浄11	杉戸町高野台東1丁目1番地5	有限会社遠藤商事杉戸支店

(3) 浄化槽清掃業許可業者

令和7年4月1日現在

許可番号	営業所の所在地	営業所の名称
1	幸手市大字神明内319番地	都市管理サービス株式会社幸手支店
2	幸手市北3丁目3番6号	幸手衛生社有限会社
3	久喜市八甫2525番地	株式会社渡邊興業
4	久喜市八甫2丁目275番地	有限会社岡本商事
5	久喜市栗橋東6丁目22番54号	株式会社小島商事
6	北本市中央4丁目74番地	アテックス株式会社
8	杉戸町清地3丁目24番5号	有限会社杉戸清掃
9	杉戸町大字堤根4512番地	有限会社あすま商事杉戸支店
10	草加市青柳2丁目19番10号	エスシーエス株式会社
11	杉戸町高野台東1丁目1番地5	有限会社遠藤商事杉戸支店